

1 本ガイドラインの目的

インターネットによって情報発信を行うことはもはや必要不可欠といえる。一方で、各種権利侵害を伴うような情報の発信は、その為のトラブル対応による業務効率の低下や、本学の社会的信用を失わせる要因となる可能性もある。

本ガイドラインは、このようなリスクを軽減し、情報資産を保護し、利用者がインターネットを用いて各種コンテンツや情報を、正確かつ、安心・安全に公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、インターネットを用いて情報発信を行う本学のサービスおよび本学構成員を対象とする。

3 情報発信に係る全般的な注意事項

各種情報を発信する際には、各種法令を遵守することはもちろんのこと、関連の学内規則をも守らなければならない。

また公序良俗に反する行為や社会通念上してはならないことは、情報発信の際にも同様に行ってはならない。

3. 1 著作権等の知的財産の遵守

他人の知的財産を侵害してはならない。特に、ウェブページ作成・公開時には著作権侵害が発生しやすいので、十分に注意すること。

3. 2 肖像権・パブリシティ権などを侵害してはならない

3. 3 他人に迷惑をかけるような情報発信の禁止

ネットワーク上で情報発信する際は、他人に迷惑をかけるような情報を発信してはならない。

他人に迷惑をかけるような情報としては、

- ・人を誹謗中傷する内容のもの
- ・他者のプライバシーを侵害するような情報

などがある。

3. 4 研究成果や研究途中の情報を掲載する際の注意

研究成果や研究途中の情報を掲載する際には、公開に問題がないか十分留意すること。

実験等で取得したデータについても同様である。

3. 5 企業名やロゴなどの扱い

学会やシンポジウム等で協賛企業のロゴを貼るときは、事前に大学側や相手側と協議すること。

3. 6 顔写真の掲載によるリスク

自身の肖像写真を掲載する場合にも、顔を露出する際のリスクを十分に考慮すること。

3. 7 その他（公序良俗に反する情報発信の禁止など）

違法な情報はもちろんのこと、公序良俗に反する情報や有害情報を発信してはならない。

4 デジタルアーカイブを行う際の注意事項

古典資料などのデジタルアーカイブをネットで公開する際には、各種権利処理が済んでいるかをきちんと確認すること。

5 各種利用規程の遵守と目的外利用の禁止

5. 1 目的外利用の禁止

情報発信者は、本ガイドライン以外にも、関連の情報システムやサービスの利用に関する規程等を守らなければならない。また本学の定めるネットワーク利用目的以外の利用をしてはならない。

本学の情報設備は、もっぱら教育・研究の推進と職務・支援業務遂行のために提供されている。そのため、情報発信者は、公用と私用の区別を意識して、設置目的にそぐわない情報を公開しないように注意することが求められる。目的外利用の典型は、本学の情報設備を研究目的ではなくもっぱら利益を上げる商業目的で利用するというような場合である。

5. 2 本学では、学部や各研究室サーバからの政治や宗教に関する情報の発信はこれを禁止する。

## 6 システムの安全性の確保

### 6. 1 セキュリティの確保

ウェブページを作成するときは、セキュリティの確保に十分注意する。特にOSや各種ソフトウェアなどは修正パッチなどを充て、恒常的に最新の情報を保つこと。

ページの作成を外部の業者に委託するときも同様である。

### 6. 2 CGIの禁止、SSL/TLS通信の使用

6. 2. 1 本学ではウェブページ内におけるCGIの使用を全面的に禁止する。

6. 2. 2 パスワードや個人情報を入力するページにおいては、必ずSSL/TLSなどで保護された通信を用いること。

### 6. 3 隠しディレクトリに関する注意

重要度2以上の情報は、たとえ隠しディレクトリであっても決して蔵置してはならない。

### 6. 4 公開掲示板（BBS）等の開設の禁止

本学では、研究室サーバや個人のサーバで公開掲示板（BBS）等の開設を禁止する。

### 6. 5 十分なサーバ容量やネットワーク資源の確保

ウェブページを公開するためのサーバを設置する際には、そのマシンやネットワークが十分なアクセスに対応しうるものとする。

### 6. 6 外部発信用サーバの学内情報共有目的の利用禁止

ウェブページを公開するためのサーバを、学内の情報共有のために利用しないこと。

### 6. 7 外部発信用サーバの学外との秘密情報共有のための利用禁止

ウェブページを公開するためのサーバを、学外の特定の者との機密情報の共有のために利用しないこと。（共同研究や委託研究のための情報共有の禁止）

## 7 定期的な見直しの実施

### 7. 1 有効期限または公開日の表示

ウェブページを公開する情報は、その有効期限または公開日を適切に明示すること。

有効期限を過ぎる、または用途を終えたと判断した時点で当該情報をサーバから削除すること。

### 7. 2 定期的な棚卸の実施

1年に1度以上、情報の棚卸を実施し、情報発信の必要性を見直すこと。

棚卸時点で有効期限を過ぎる、または用途を終えたと判断した情報は、削除すること。ただし、有効期限を過ぎていないが、用途を終えていないと判断される場合は、有効期限を更新すること。

### 7. 3 組織変更時の対応

組織変更があった場合には、業務を継承する組織に引き継ぎを実施すること。

継承する組織がない場合には、情報発信を中止すること。

管理が不明な情報は、CISOの判断で情報発信を中止することができるものとする。

## 8 ウェブページや掲示板の管理者等の責任の及ぶ範囲

「プロバイダ責任制限法」は、ウェブサイトや掲示板の管理者も「特定電気通信役務提供者」と見なしている。よってこれらのコンテンツの管理を行う者は、同法上の責任と義務を負うので十分に注意すること。

### 8. 1 権利侵害があった場合

本学では、自己の管理するサーバやネットワーク内で権利侵害があることが明らかである場合、管理者は、可及的速やかにその情報を削除させるか、あるいは削除するものとする。

### 8. 2 発信者情報の開示

本学では、権利者（あるいは、権利者と称する者）または捜査機関から、発信者情報の開示請求があった場合は、CISOが可否を判断することとする。

## 9 本ガイドラインに関する相談窓口

ウェブ管理者は、緊急時の対応および本書の内容を超えた対応が必要とされる場合には、CISOまたはCISO補佐に報告・相談し、指示を受けること。

附 則（令和元年度）

このガイドラインは、令和2年4月1日から実施する。